

1. 調査趣旨

本調査は、技能実習を修了し帰国した技能実習生について、帰国後の就職状況、職位の変化、日本で修得した技能・技術・知識の活用状況などを把握することにより、技能実習生の帰国後の実態を明らかにし、技能実習制度の適正・円滑な運用を図るための基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査対象

技能実習を修了した技能実習生のうち、令和4年9月1日から令和4年12月31日までの間に帰国(予定を含む※)した、国籍がベトナム、中国、インドネシア、フィリピン及びタイの者。

※帰国予定であったが新型コロナウイルス感染症の影響で本国に帰国しておらず、日本で在留資格「特定活動」により在留中の元技能実習生を含む。

3. 調査方法

- (1) 調査対象者の所属する監理団体及び企業単独型実習実施者に対し、対象人数分の母国語調査票とオンライン調査による回答方法の案内書を送付し、調査対象者への配付を依頼。
- (2) 調査対象者は帰国後又は実習修了後に調査票に回答し、外国人技能実習機構調査事務局に調査票を返送、又はオンラインにより回答。
- (3) 回答は無記名、多肢選択方式(一部自由記述欄あり)。

4. 有効回答数・回収率

令和4年9月1日から令和5年2月28日までの間に返送された回答を集計。

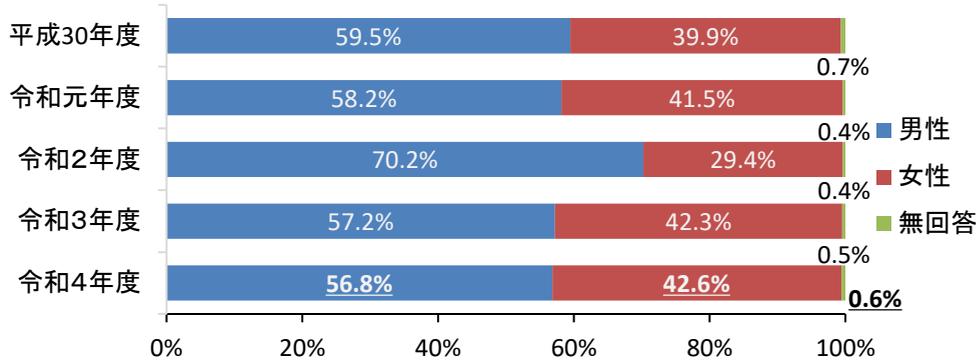
調査対象数	有効回答数	回収率
31,271	7,648 (うち「帰国していない」と回答した者は4,495)	24.5% (うち「帰国していない」と回答した者の割合は14.4%)

有効回答者の内訳

回答者の性別

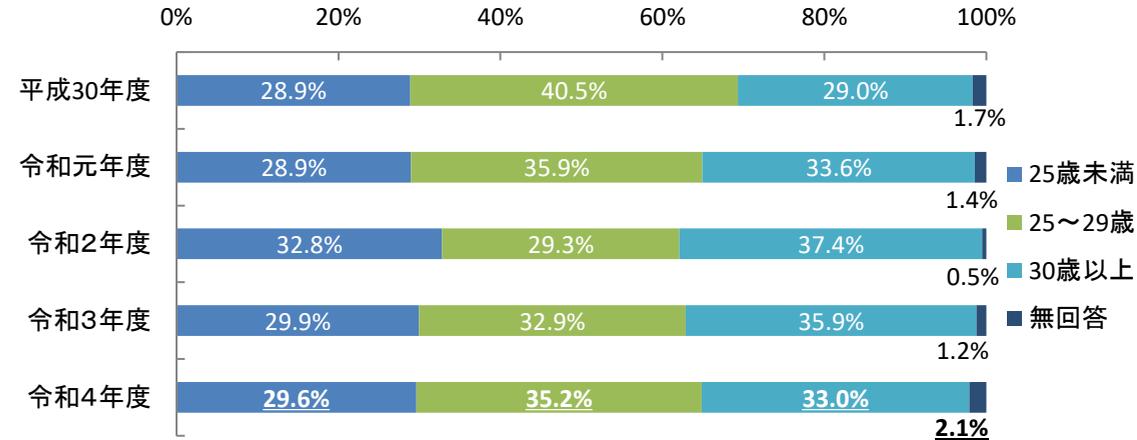
「男性」が56.8%、「女性」が42.6%を占めている。

(N=7,648；令和4年度)



回答者の年齢

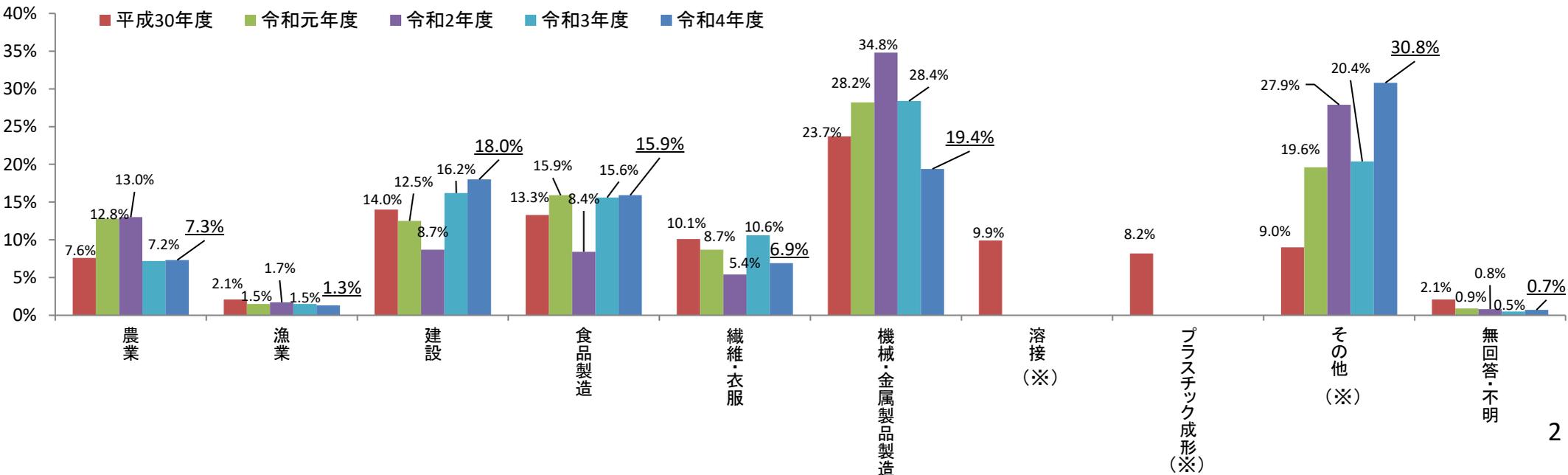
30歳未満が64.8%を占めている。(N=7,648；令和4年度)



技能実習の職種

「機械・金属(19.4%)」、「建設(18.0%)」の順で多くなっている。

(N=7,648；令和4年度)

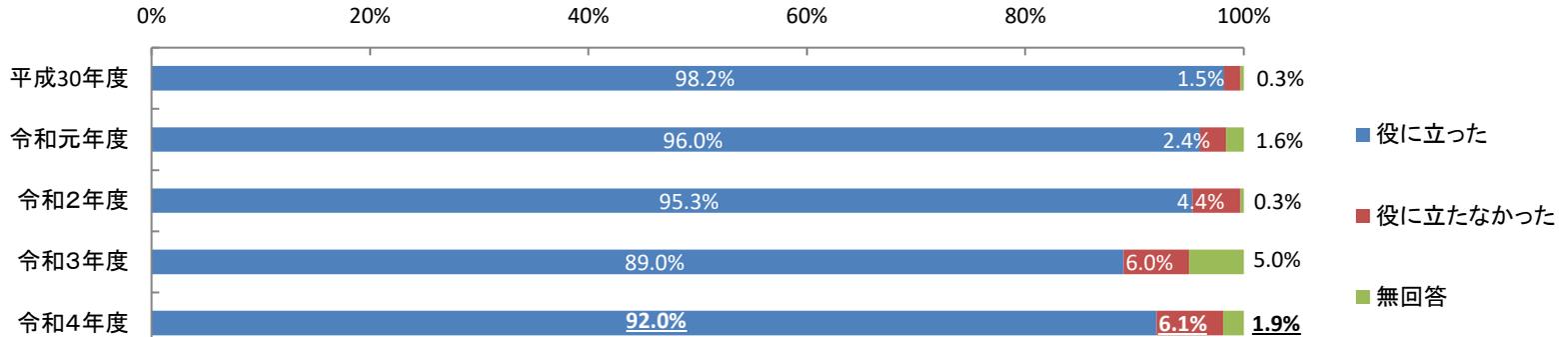


※「その他」には、プラスチック成形、介護、溶接、自動車整備、工業包装、ビルクリーニング等が含まれる。(「溶接」及び「プラスチック成形」については、令和元年度以降、「その他」に加えられた。)

技能実習の効果

技能実習の効果

技能実習期間を通じて学んだことが「帰国後、役に立った」と回答した人は92.0%となっている。(N=3,153; 令和4年度)

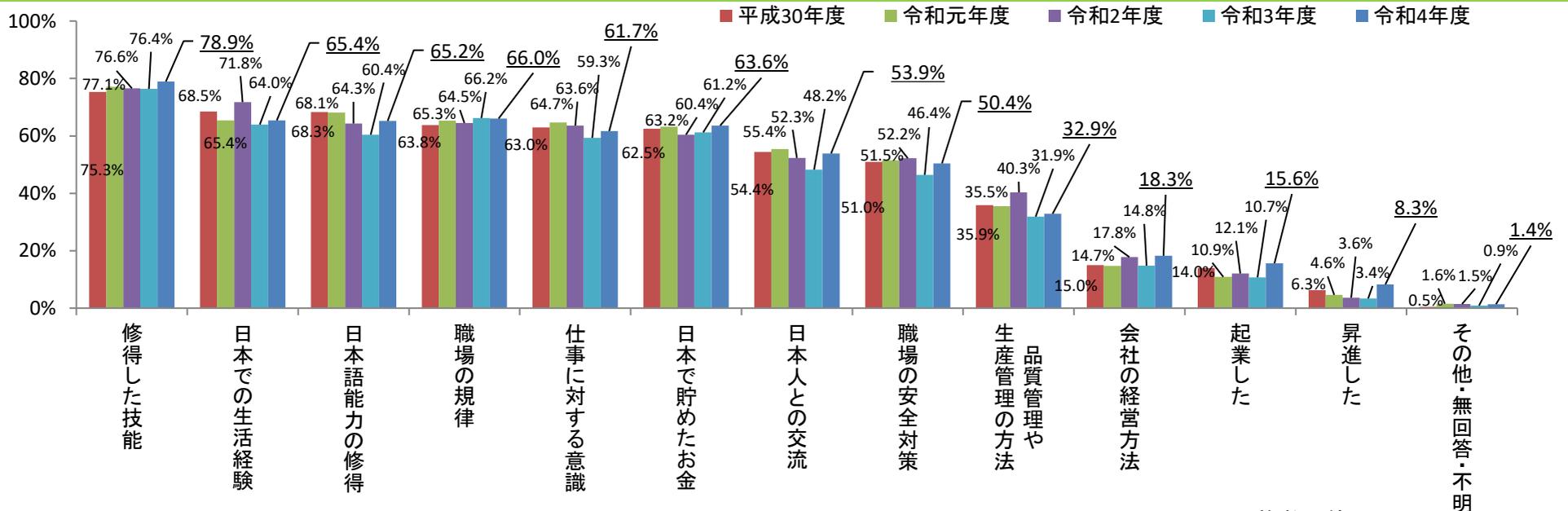


※令和3年度及び令和4年度は「帰国していない」と回答した元実習生を母数から除いている。

役に立った内容

役に立った具体的な内容は、「修得した技能」が78.9%と最も多く、「職場の規律」が66.0%「日本での生活経験」が65.4%と続く。

(N=2,902; 令和4年度)



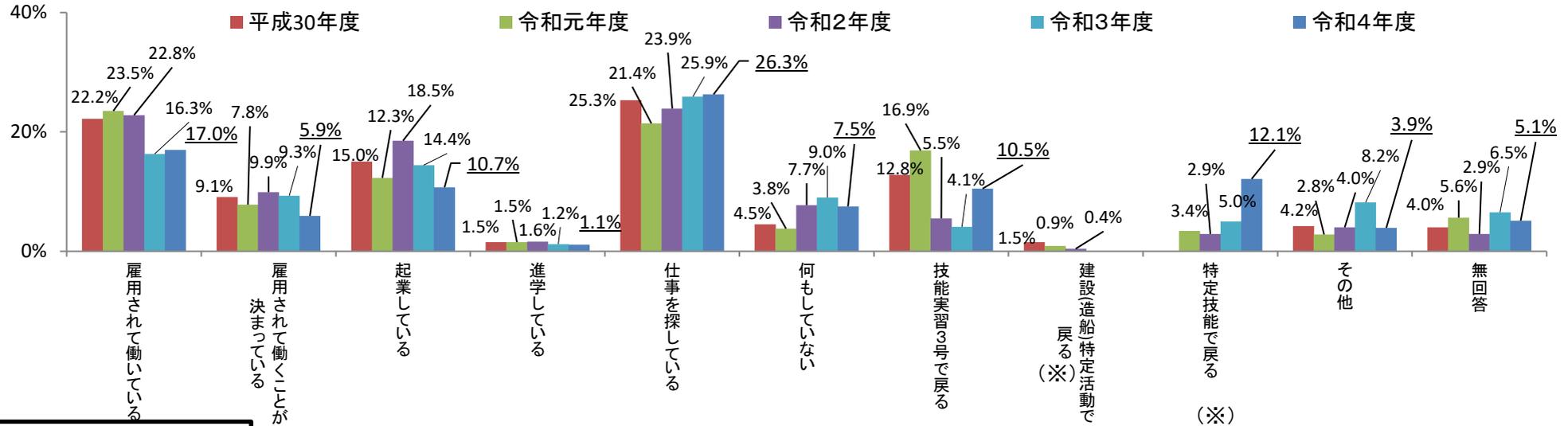
※ 複数回答可

帰国後の就職状況

帰国後の就職状況

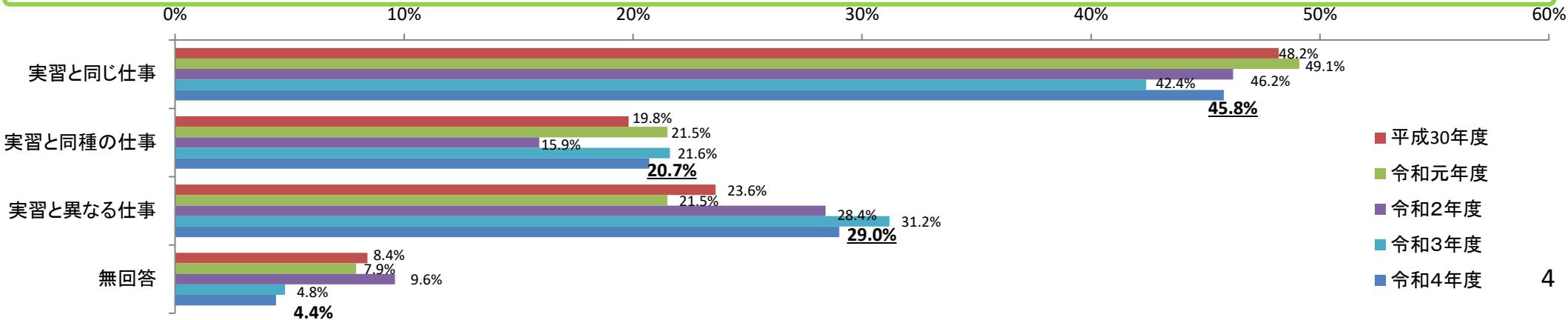
※「建設（造船）特定活動で戻る」は平成30年度から令和2年度まで選択肢に追加。
 ※「特定技能で戻る」は令和元年度から選択肢に追加。
 ※令和3年度及び令和4年度は「帰国していない」と回答した元実習生を含まない。

帰国後の就職状況について「雇用されて働いている(17.0%)」、「雇用されて働くことが決まっている(5.9%)」又は「起業している(10.7%)」と回答した合計が33.6%となっている。また、帰国後「仕事を探している」と回答した人は26.3%となっている。なお、職種別の状況はP9、国籍別の状況はP10、実習区分別の状況はP11のとおりである。(N=3,095；令和4年度)



従事する仕事の内容

「雇用されて働いている」、「雇用されて働くことが決まっている」又は「起業している」と回答した者のうち、従事する仕事の内容が「実習と同じ仕事(45.8%)」又は「実習と同種の仕事(20.7%)」と回答した合計が66.5%となっている。(N=1,037；令和4年度)



保証金の有無等

保証金等の提供の有無

※令和3年度及び令和4年度は「帰国していない」と回答した元実習生を含む。

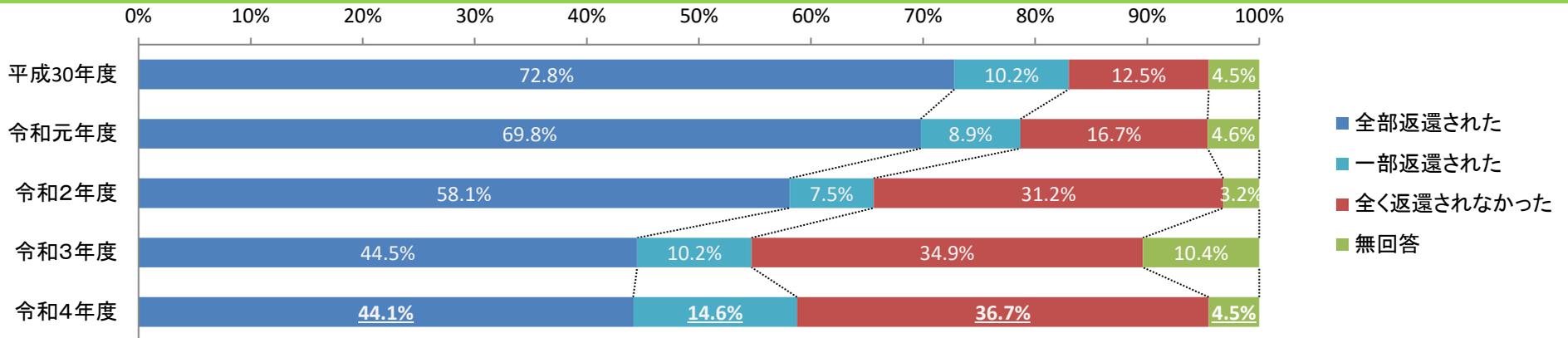
送出機関や監理団体に保証金等を預けたか尋ねたところ、「保証金等はない」と回答した人は91.0%となっている。(N=7,648；令和4年度)



保証金等の返還の有無

※令和3年度及び令和4年度は「帰国していない」と回答した元実習生を含む。

「保証金等を預けた」回答者に対し、返還状況について尋ねたところ、「全部返還された」と回答した人は44.1%となっている。(N=376；令和4年度)



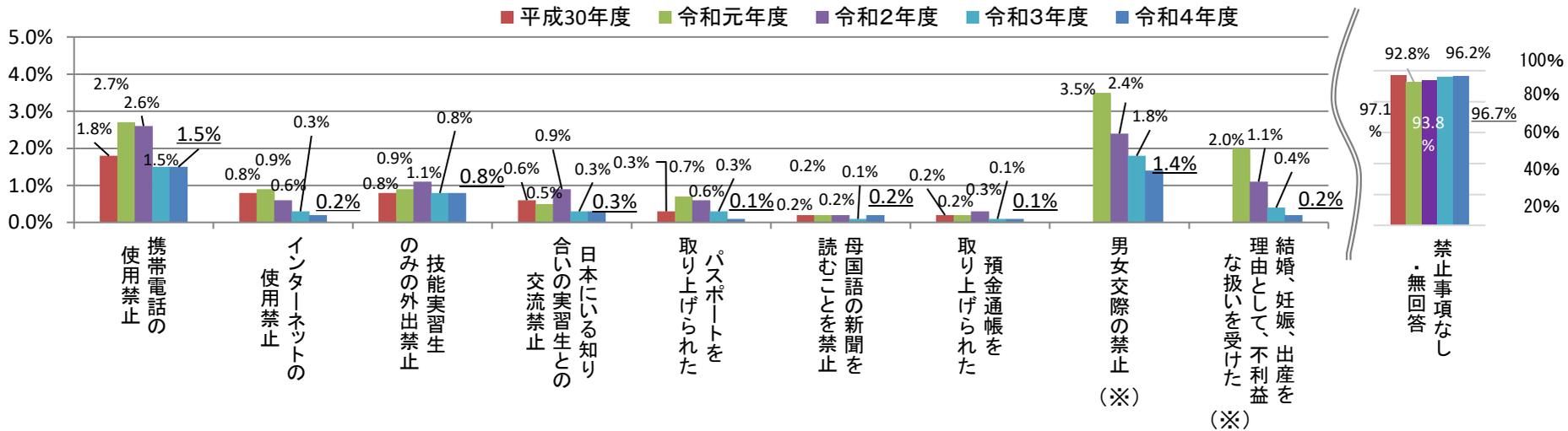
※保証金等とは、技能実習生本人又は親族などから送出機関や監理団体に預ける金品、不動産などを指し、実習生本人が失踪した場合等にそれら機関に対する補償に充てられるもの。なお、日本への渡航費用などの工面のために行う借金のことではない。

実習期間(在留)中の問題の有無

実習期間(在留)中の禁止事項

※「男女交際の禁止」及び「結婚、妊娠、出産を理由として不利益な扱いを受けた」は令和元年度から選択肢に追加。
 ※令和3年度及び令和4年度は「帰国していない」と回答した元実習生を含む。 ※ 複数回答可

「禁止事項がなかった」との回答(無回答を含む)は96.7%となっている。禁止事項の内容は、「携帯電話の使用禁止」が1.5%で最も多く、「男女交際の禁止」が1.4%と続く。(N=7,648; 令和4年度)

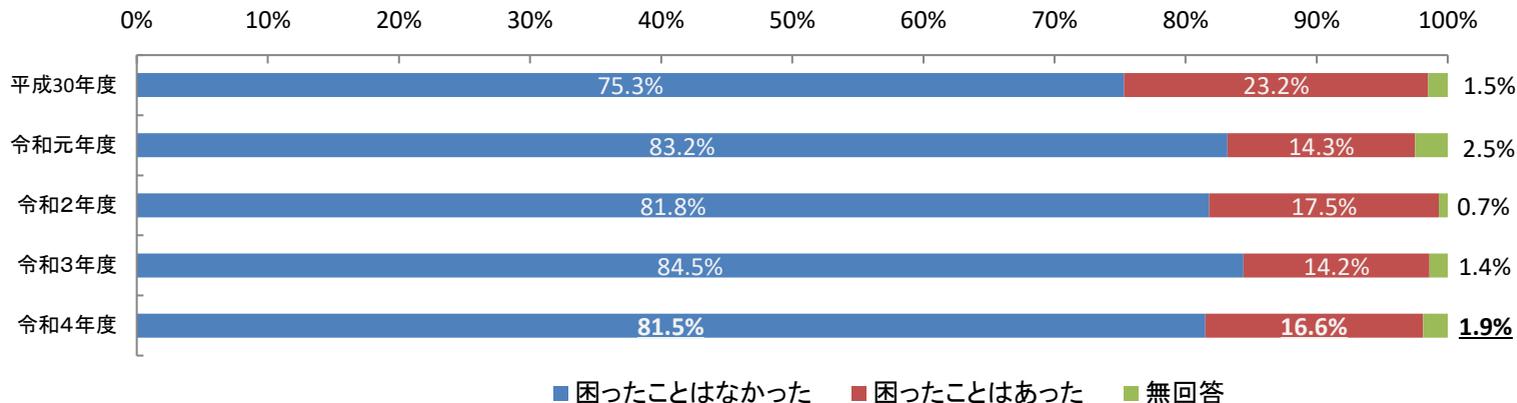


実習期間(在留)中の困ったこと

※令和3年度及び令和4年度は「帰国していない」と回答した元実習生を含む。

在留中にコミュニケーションの問題以外で困ったことがあったかどうかを尋ねたところ、「困ったことはなかった」と回答した人は81.5%となっている。「困ったことはあった」と回答した人の具体的な内容は、「家族と離れて寂しかった」が60.4%で最も多い。

(N=7,648; 令和4年度)



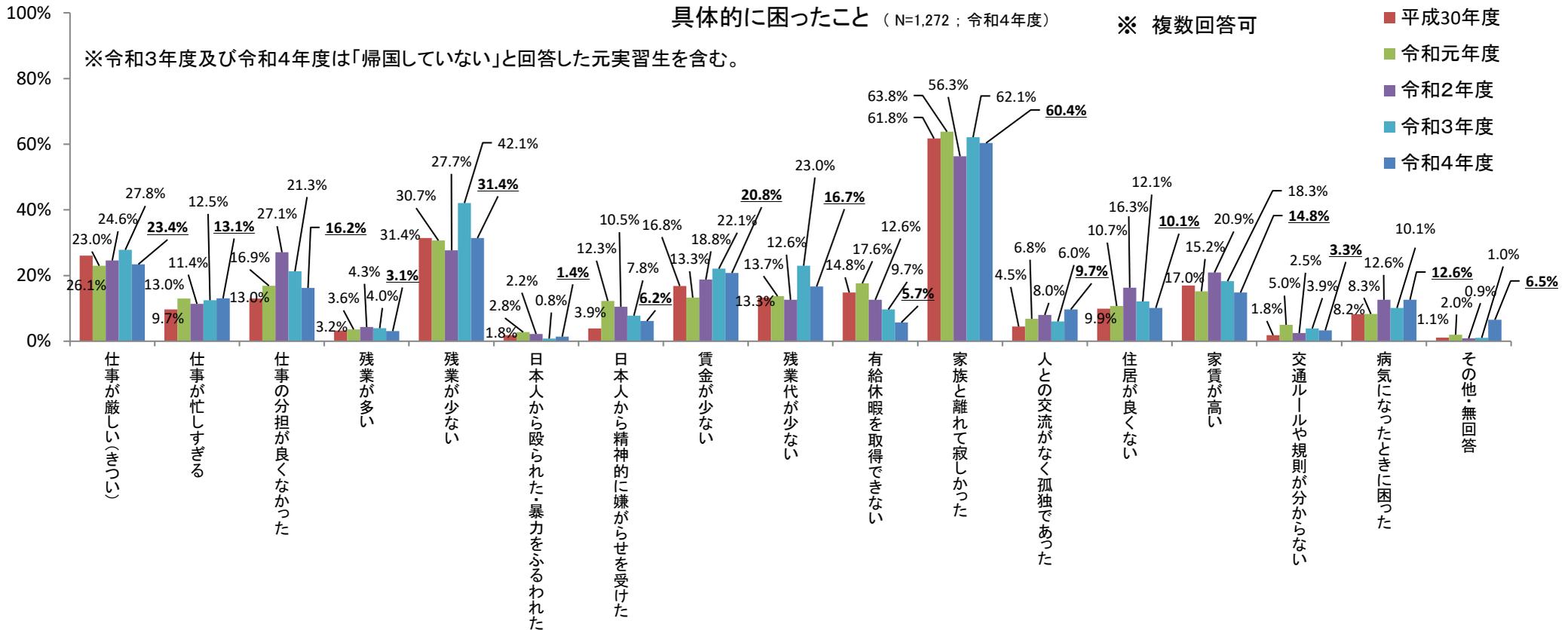
実習期間(在留)中の問題

具体的に困ったこと (N=1,272; 令和4年度)

※ 複数回答可

■ 平成30年度
■ 令和元年度
■ 令和2年度
■ 令和3年度
■ 令和4年度

※令和3年度及び令和4年度は「帰国していない」と回答した元実習生を含む。



自由記述欄 (その他の意見)

有効回答をした7,648人のうち、859人から意見があった。上記以外の意見の例は以下のとおり。

- ・賃金が円安により目減りした。
- ・日本人や他国の実習生との賃金格差があった。
- ・出身の異なる実習生同士は無関心であり、言語の違いによる問題が起こることもあった。
- ・礼拝ができる場所がなかったり、着衣の使用を認められなかった等、宗教・風習が尊重されなかった。
- ・実技試験の練習をさせてもらえず不合格となった。
- ・帰国後、現地の会社に勤務しないと罰金と言われた。
- ・監理団体はもっと実習生のもとを訪れてほしい。
- ・日本に出国するための仲介手数料が高かった。

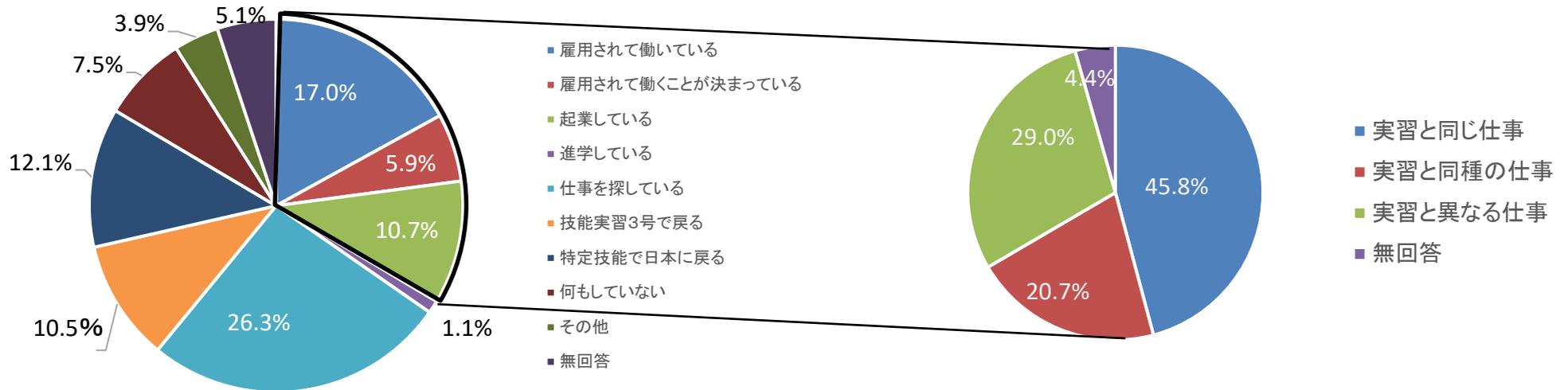
帰国後の就職状況(全体)

帰国後の就職状況

令和3年度及び令和4年度は「帰国していない」と回答した元実習生を含まない。

帰国後の就職状況について、「雇用されて働いている(17.0%)」、「雇用されて働くことが決まっている(5.9%)」又は「起業している(10.7%)」と回答した人は合計で33.6%となっている。(N=3,095; 令和4年度)

また、「雇用されて働いている」、「雇用されて働くことが決まっている」又は「起業している」と回答した者のうち、従事する仕事の内容が「実習と同じ仕事(45.8%)」又は「実習と同種の仕事(20.7%)」と回答した人は合計で66.5%となっている。(N=1,037; 令和4年度)



	令和4年度	令和3年度	令和2年度
雇用されて働いている	17.0%	16.3%	22.8%
雇用されて働くことが決まっている	5.9%	9.3%	9.9%
起業している	10.7%	14.4%	18.5%
上記3つの合計	33.6%	40.0%	51.2%
進学している	1.1%	1.2%	1.6%
仕事を探している	26.3%	25.9%	23.9%
技能実習3号で戻る	10.5%	4.1%	5.5%
建設(造船)特定活動で戻る(※)	—	—	0.4%
特定技能で日本に戻る	12.1%	5.0%	2.9%
何もしていない	7.5%	9.0%	7.7%
その他	3.9%	8.2%	4.0%
無回答	5.1%	6.5%	2.9%

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
実習と同じ仕事	45.8%	42.4%	46.2%
実習と同種の仕事	20.7%	21.6%	15.9%
上記2つの合計	66.5%	64.0%	62.1%
実習と異なる仕事	29.0%	31.2%	28.4%
無回答	4.4%	4.8%	9.6%

※「建設(造船)特定活動で戻る」は平成30年度から令和2年度まで選択肢に追加。

帰国後の就職状況(職種別)

		農業	漁業	建設	食品製造	繊維・衣服	機械・金属	その他
帰国後の就職状況	雇用されて働いている	22.4%	15.8%	11.0%	19.1%	19.8%	20.1%	15.6%
	雇用されて働くことが決まっている	5.2%	5.3%	6.7%	2.3%	5.5%	8.7%	5.1%
	起業している	16.4%	18.4%	15.6%	10.1%	3.8%	9.0%	9.1%
	上記3つの合計(※)	44.0%	39.5%	33.3%	31.5%	29.1%	37.8%	29.8%
	進学している	0.8%	5.3%	1.6%	1.2%	0.8%	0.9%	1.0%
	仕事を探している	19.6%	7.9%	20.5%	26.4%	30.4%	28.5%	30.0%
	技能実習3号で戻る	1.2%	13.2%	13.8%	11.9%	8.9%	8.6%	11.8%
	特定技能で日本に戻る	14.0%	26.3%	15.6%	14.8%	2.5%	7.8%	13.0%
	何もしていない	7.6%	2.6%	6.7%	7.5%	10.1%	8.1%	7.0%
	その他	9.6%	2.6%	4.6%	2.3%	3.0%	3.1%	3.5%
	無回答	3.2%	2.6%	3.9%	4.3%	15.2%	5.1%	4.0%
仕事の内容	実習と同じ仕事	54.5%	26.7%	36.7%	28.4%	76.8%	49.4%	45.7%
	実習と同種の仕事	28.2%	26.7%	19.7%	33.9%	14.5%	20.2%	15.5%
	上記2つの合計(※)	82.7%	53.4%	56.4%	62.3%	91.3%	69.6%	61.2%
	実習と異なる仕事	16.4%	46.7%	36.7%	36.7%	7.2%	25.1%	33.2%
	無回答	0.9%	0.0%	6.9%	0.9%	1.4%	5.3%	5.6%

(※) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。

帰国後の就職状況(国籍別)

		ベトナム	中国	インドネシア	フィリピン	タイ
帰国後の就職状況	雇用されて働いている	18.2%	27.4%	5.0%	9.5%	13.2%
	雇用されて働くことが決まっている	5.0%	8.0%	5.9%	4.5%	5.5%
	起業している	11.0%	2.2%	21.9%	12.5%	4.9%
	上記3つの合計(※)	34.2%	37.6%	32.8%	26.5%	23.6%
	進学している	1.5%	0.3%	1.8%	0.4%	0.0%
	仕事を探している	28.3%	27.1%	26.6%	20.8%	15.4%
	技能実習3号で戻る	11.4%	2.7%	11.5%	16.3%	23.1%
	特定技能で日本に戻る	12.2%	4.8%	18.7%	17.8%	11.5%
	何もしていない	4.4%	16.2%	2.5%	7.6%	10.4%
	その他	3.2%	5.3%	3.6%	2.7%	6.6%
	無回答	4.8%	5.9%	2.3%	8.0%	9.3%
仕事の内容	実習と同じ仕事	41.3%	63.8%	29.0%	47.1%	48.8%
	実習と同種の仕事	24.7%	19.2%	13.7%	15.7%	25.6%
	上記2つの合計(※)	66.0%	83.0%	42.7%	62.8%	74.4%
	実習と異なる仕事	30.5%	14.9%	48.6%	31.4%	16.3%
	無回答	3.4%	2.2%	8.7%	5.7%	9.3%

(※) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。

帰国後の就職状況(実習区分別)

		1号	2号	3号
帰国後の就職状況	雇用されて働いている	8.7%	18.6%	15.2%
	雇用されて働くことが決まっている	9.5%	5.2%	6.6%
	起業している	18.2%	9.8%	10.0%
	上記3つの合計(※)	36.4%	33.6%	31.8%
	進学している	1.2%	1.2%	1.0%
	仕事を探している	18.2%	28.1%	25.2%
	技能実習3号で戻る	10.3%	11.2%	8.2%
	特定技能で日本に戻る	18.6%	9.0%	18.7%
	何もしていない	6.7%	8.4%	5.6%
	その他	4.3%	4.1%	3.4%
	無回答	4.3%	4.5%	6.1%
仕事の内容	実習と同じ仕事	44.6%	46.7%	42.9%
	実習と同種の仕事	22.8%	19.6%	23.0%
	上記2つの合計(※)	67.4%	66.3%	65.9%
	実習と異なる仕事	30.4%	29.0%	29.6%
	無回答	2.2%	4.6%	4.4%

(※) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。

1. 調査趣旨

本調査は、技能実習生を受け入れている監理団体及び企業単独型実習実施者(以下「監理団体等」という。)を通じて、令和3年度に帰国した技能実習生(以下「元実習生」という。)の帰国後の就職状況、就職支援・技能移転に係る支援の実態や現在、本邦に在留する技能実習生の技能等の修得等の実態を明らかにすることを目的とする。

2. 調査対象

監理団体等

3. 調査方法

- (1) 調査対象者に対し、調査票とオンラインによる回答説明書を送付
- (2) 調査対象者は外国人技能実習機構調査事務局に調査票を返送、又はオンラインにより回答
- (3) 多肢選択方式及び自由記載

4. 有効回答数・回収率

令和4年9月1日から11月30日までの間に返送のあった回答を集計。

調査対象数	有効回答数	回収率
3,116	2,810	90.2%

元実習生の帰国後の送出国との連携状況

送出国との連携状況

送出国のうち、元実習生の帰国後の状況の把握等について、監理団体が「連携できている機関数」は5,424機関となっている。

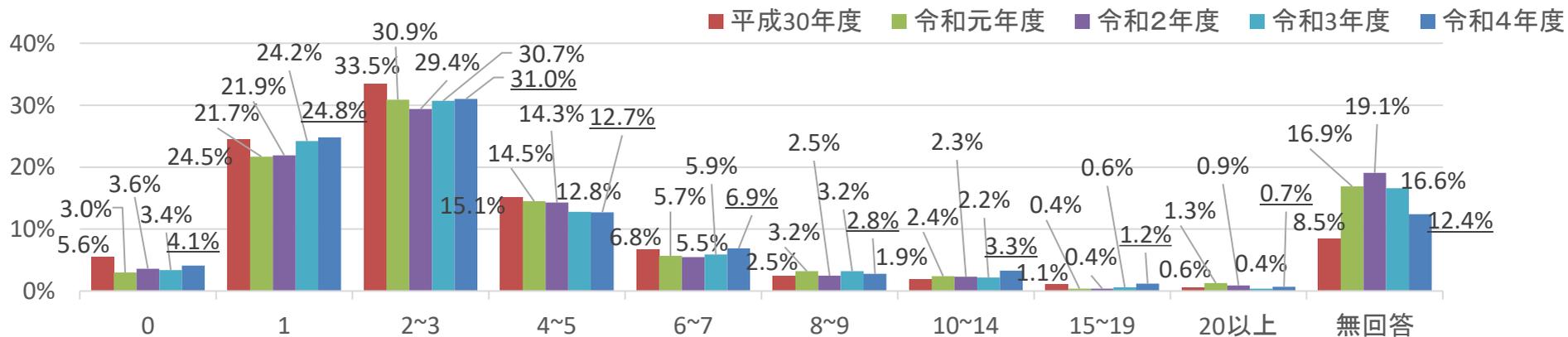
(N=1,553 (元実習生がいると回答した1,773団体から無回答(220団体)を除いた数)；令和4年度)



連携できている送出国の状況

監理団体が連携できている送出国の数については、2~3の機関と回答した監理団体が最も多く、31.0%となっている。

(N=1,773 (元実習生がいると回答した団体数)；令和4年度)

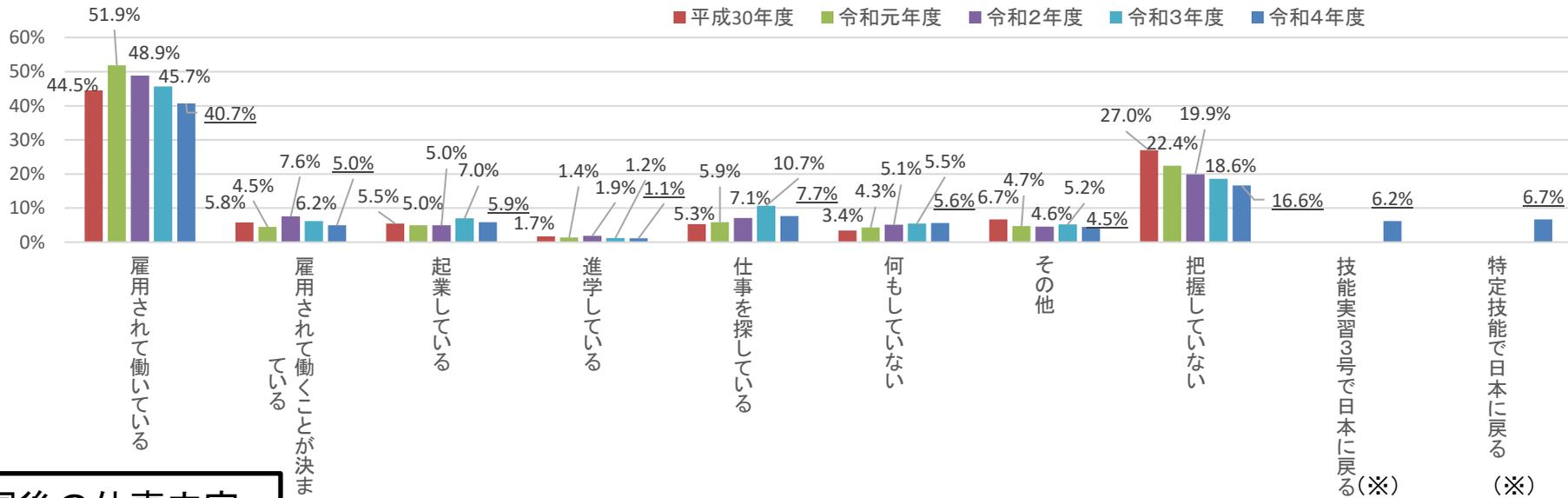


元実習生の帰国後の就職状況

元実習生の帰国後の就職状況

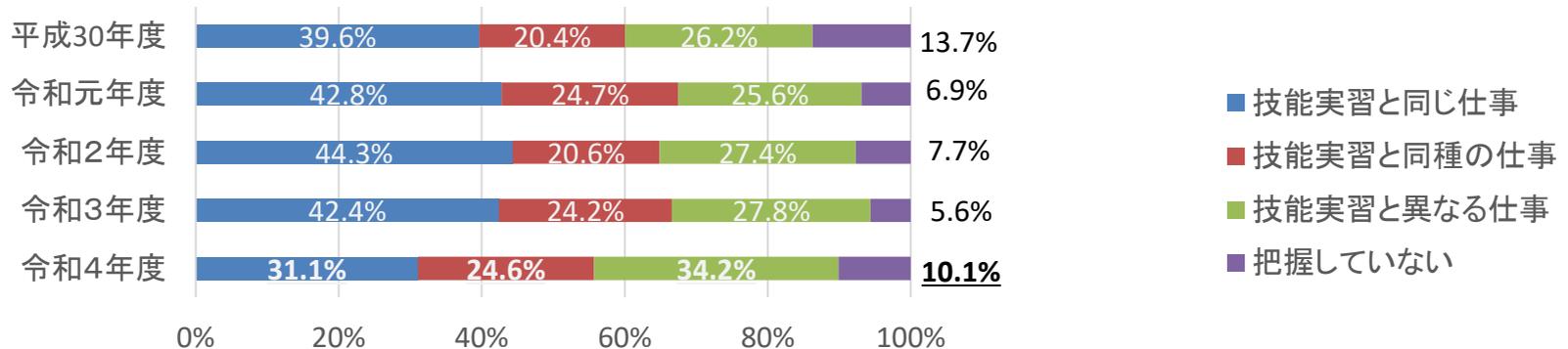
※「技能実習3号で日本に戻る」及び「特定技能で日本に戻る」は令和4年度から選択肢に追加。

元実習生の帰国後の就職状況について、「雇用されて働いている(40.7%)」、「起業している(5.9%)」又は「雇用されて働くことが決まっている(5.0%)」と回答した合計が51.6%となっている。(N=52,164；令和4年度)



帰国後の仕事内容

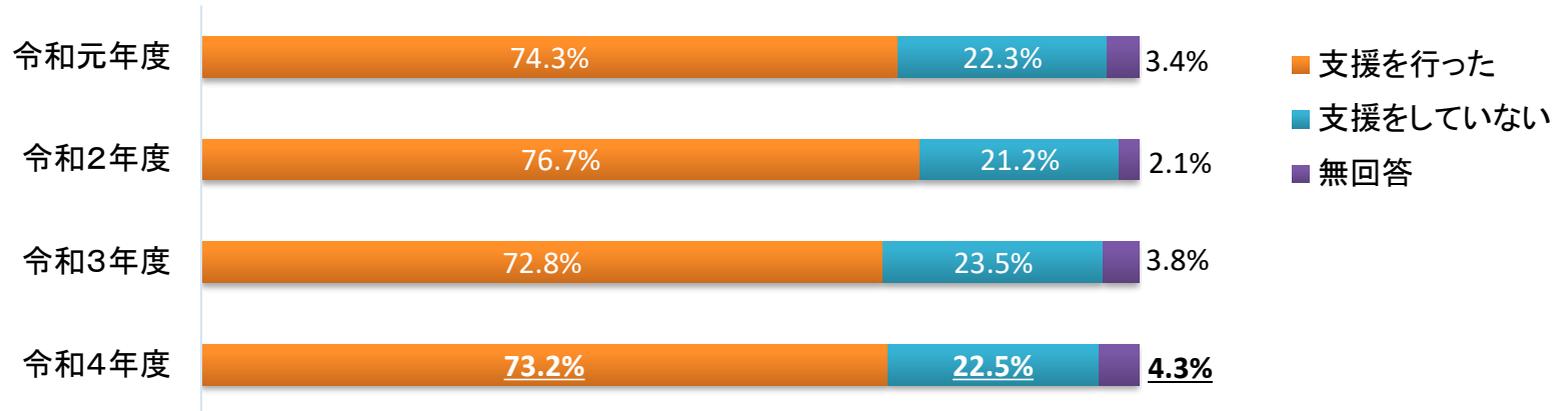
元実習生の従事する仕事の内容が、「技能実習と同じ仕事(31.1%)」又は「技能実習と同種の仕事(24.6%)」と回答した合計が55.7%となっている。(N=26,596；令和4年度)



元実習生への帰国後の支援状況

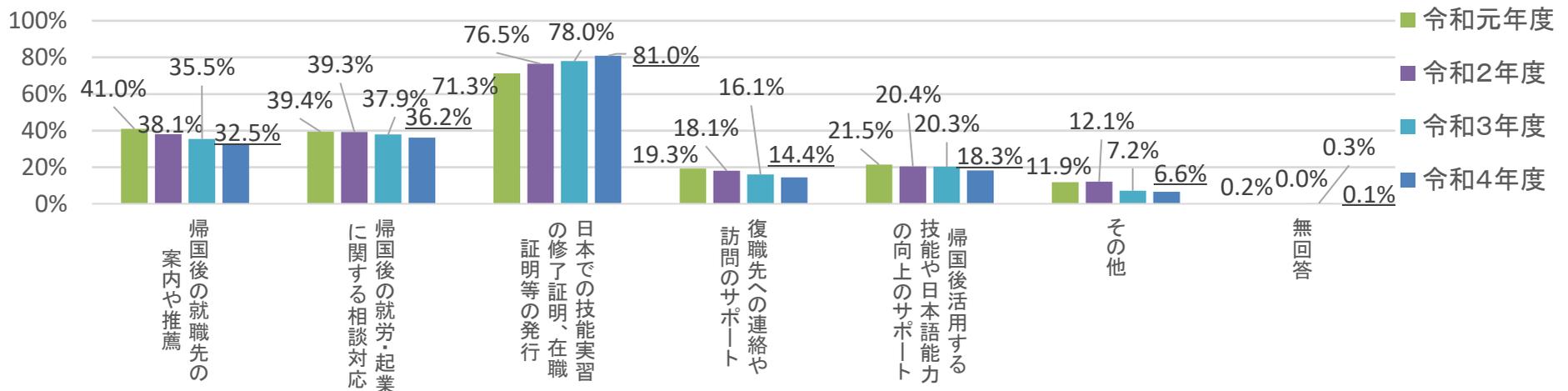
元実習生の技能移転を進めるための支援状況

元実習生の技能移転を進めるための支援(送出機関と連携して行った支援も含む)を行ったと回答した監理団体等が73.2%となっている。(N=1,773; 令和4年度)



具体的な支援内容

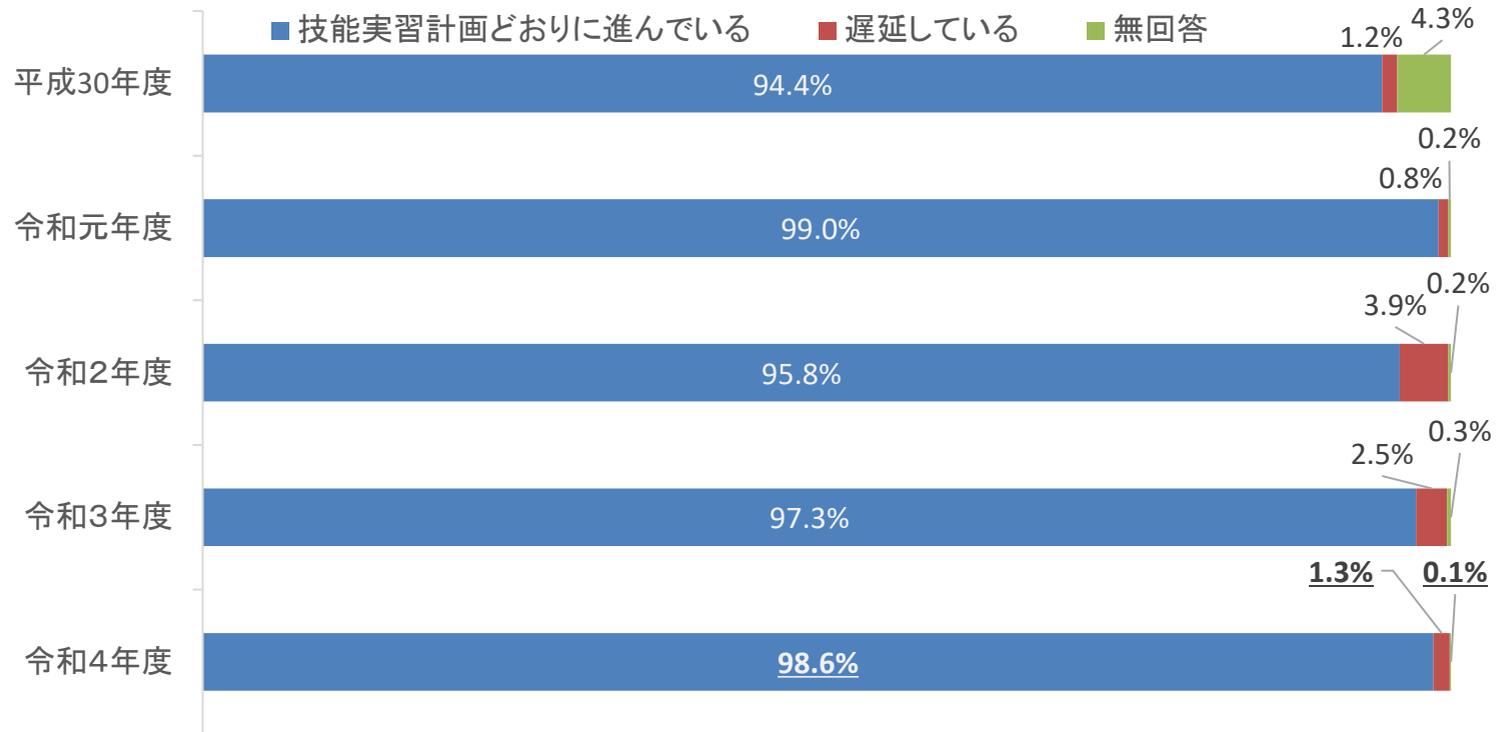
具体的な支援内容は、「日本での技能実習の修了証明、在職証明等の発行」が81.0%と最も多く、「帰国後の就労・起業に関する相談対応」が36.2%、「帰国後の就職先の案内や推薦」が32.5%と続いている。(N=1,298; 令和4年度)



実習期間中の技能実習の進捗状況

実習生の技能実習の進捗状況について

現在、本邦に在留する技能実習生について、「技能実習計画どおりに進んでいる」と回答した監理団体等は98.6%となっている。(N=2,408；令和4年度)



石川県 H監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍：ベトナム、タイ、インドネシア、ネパール、中国

実習生の職種：農業関係、建設関係、食品製造関係、繊維・衣服関係、機械・金属関係等

【ポイント】 ✓監理団体傘下の実習実施者が海外子会社の発展に資する人材育成を目指し、帰国後も元実習生をフォローアップ
✓元実習生は技能実習で修得した知識や技能を活用し、現地子会社のリーダーとして活躍

帰国後、元実習生をフォローアップ

実習実施者は、ベアリング部品の旋削加工会社である。技能・スキルアップの伝承のみならず、国境を越えた良好な人間関係を構築することこそが、グループ企業間の発展に直結するとして、毎年定期的にタイからの実習生を受け入れている。

実習期間中は特定の工程に特化することなく、全ての工程でのスキルアップを目指すと共に、リーダー候補としての人材育成を行っている。

元実習生は、3年間の機械加工実習を修了し、帰国後、同社の子会社で現地社員の技術系のリーダー等として活躍している。

実習実施者は、帰国した元実習生に教育訓練としてリーダーシップ研修等を受講させたり、日本語での業務日報を日本本社に送信させる等して日本本社とのコミュニケーションを継続して行っており、元実習生のフォローアップを続けている。

日本で修得した知識や技能を発揮し、活躍

帰国後、子会社のリーダーとして採用された元実習生は、日本での実習中に修得した「切断」及び「旋削」工程等の高レベルスキルを遺憾なく発揮している。同スキルを現地スタッフに教育指導しながら、リーダーシップを発揮している（写真①②）。



写真①元実習生（タイ子会社にて）



写真②元実習生(管轄するタイの工場の前で)

徳島県 J監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍：カンボジア、ミャンマー、タイ
 実習生の職種：耕種農業、畜産農業、婦人子供服製造、そう菜製造業等

【ポイント】 ✓監理団体が独自に作成した「評価書」、「推薦状」を発行し、実習生の母国での就職や昇進を支援
 ✓SNSを活用して、元実習生のフォローアップを実施

「評価書」と「推薦状」を発行し、実習生の母国での就職や昇進を支援

監理団体が独自に各実習生の「評価書」、「推薦状」を作成し、送出機関に母国語翻訳を依頼している。技能実習終了後、元実習生に「評価書」（写真①）、「推薦状」（写真②）を交付し、帰国後の就職や昇進を支援している。
 帰国後、管理職に登用されて給料が増加した事例もある。

帰国後はSNSを活用して技術指導支援を実施

元実習生の帰国後、SNSを活用してコミュニケーションを継続している。元実習生から日本で修得した技能について質問があった場合は、実習実施者を通じてSNSのテレビ機能等を利用して、回答している。元実習生からの連絡等にはなるべく24時間以内の回答を心掛けている。フォローアップを確実に行うよう、送出機関にも元実習生の調査を依頼している。

技能実習における能力評価 個人評価表(帰国後)

評価項目	評価内容	評価
1. 労働者としての能力	1. 労働者としての能力	5
2. 労働者としての態度	2. 労働者としての態度	5
3. 労働者としての責任感	3. 労働者としての責任感	5
4. 労働者としての協調性	4. 労働者としての協調性	5
5. 労働者としての学習意欲	5. 労働者としての学習意欲	5
6. 労働者としての健康状態	6. 労働者としての健康状態	5
7. 労働者としての生活態度	7. 労働者としての生活態度	5
8. 労働者としての社会貢献	8. 労働者としての社会貢献	5
9. 労働者としての国際理解	9. 労働者としての国際理解	5
10. 労働者としてのリーダーシップ	10. 労働者としてのリーダーシップ	5
11. 労働者としてのコミュニケーション能力	11. 労働者としてのコミュニケーション能力	5
12. 労働者としての問題解決能力	12. 労働者としての問題解決能力	5
13. 労働者としての創造力	13. 労働者としての創造力	5
14. 労働者としての柔軟性	14. 労働者としての柔軟性	5
15. 労働者としての忍耐力	15. 労働者としての忍耐力	5
16. 労働者としての責任感	16. 労働者としての責任感	5
17. 労働者としての協調性	17. 労働者としての協調性	5
18. 労働者としての学習意欲	18. 労働者としての学習意欲	5
19. 労働者としての健康状態	19. 労働者としての健康状態	5
20. 労働者としての生活態度	20. 労働者としての生活態度	5
21. 労働者としての社会貢献	21. 労働者としての社会貢献	5
22. 労働者としての国際理解	22. 労働者としての国際理解	5
23. 労働者としてのリーダーシップ	23. 労働者としてのリーダーシップ	5
24. 労働者としてのコミュニケーション能力	24. 労働者としてのコミュニケーション能力	5
25. 労働者としての問題解決能力	25. 労働者としての問題解決能力	5
26. 労働者としての創造力	26. 労働者としての創造力	5
27. 労働者としての柔軟性	27. 労働者としての柔軟性	5
28. 労働者としての忍耐力	28. 労働者としての忍耐力	5
29. 労働者としての責任感	29. 労働者としての責任感	5
30. 労働者としての協調性	30. 労働者としての協調性	5
31. 労働者としての学習意欲	31. 労働者としての学習意欲	5
32. 労働者としての健康状態	32. 労働者としての健康状態	5
33. 労働者としての生活態度	33. 労働者としての生活態度	5
34. 労働者としての社会貢献	34. 労働者としての社会貢献	5
35. 労働者としての国際理解	35. 労働者としての国際理解	5
36. 労働者としてのリーダーシップ	36. 労働者としてのリーダーシップ	5
37. 労働者としてのコミュニケーション能力	37. 労働者としてのコミュニケーション能力	5
38. 労働者としての問題解決能力	38. 労働者としての問題解決能力	5
39. 労働者としての創造力	39. 労働者としての創造力	5
40. 労働者としての柔軟性	40. 労働者としての柔軟性	5
41. 労働者としての忍耐力	41. 労働者としての忍耐力	5
42. 労働者としての責任感	42. 労働者としての責任感	5
43. 労働者としての協調性	43. 労働者としての協調性	5
44. 労働者としての学習意欲	44. 労働者としての学習意欲	5
45. 労働者としての健康状態	45. 労働者としての健康状態	5
46. 労働者としての生活態度	46. 労働者としての生活態度	5
47. 労働者としての社会貢献	47. 労働者としての社会貢献	5
48. 労働者としての国際理解	48. 労働者としての国際理解	5
49. 労働者としてのリーダーシップ	49. 労働者としてのリーダーシップ	5
50. 労働者としてのコミュニケーション能力	50. 労働者としてのコミュニケーション能力	5
51. 労働者としての問題解決能力	51. 労働者としての問題解決能力	5
52. 労働者としての創造力	52. 労働者としての創造力	5
53. 労働者としての柔軟性	53. 労働者としての柔軟性	5
54. 労働者としての忍耐力	54. 労働者としての忍耐力	5
55. 労働者としての責任感	55. 労働者としての責任感	5
56. 労働者としての協調性	56. 労働者としての協調性	5
57. 労働者としての学習意欲	57. 労働者としての学習意欲	5
58. 労働者としての健康状態	58. 労働者としての健康状態	5
59. 労働者としての生活態度	59. 労働者としての生活態度	5
60. 労働者としての社会貢献	60. 労働者としての社会貢献	5
61. 労働者としての国際理解	61. 労働者としての国際理解	5
62. 労働者としてのリーダーシップ	62. 労働者としてのリーダーシップ	5
63. 労働者としてのコミュニケーション能力	63. 労働者としてのコミュニケーション能力	5
64. 労働者としての問題解決能力	64. 労働者としての問題解決能力	5
65. 労働者としての創造力	65. 労働者としての創造力	5
66. 労働者としての柔軟性	66. 労働者としての柔軟性	5
67. 労働者としての忍耐力	67. 労働者としての忍耐力	5
68. 労働者としての責任感	68. 労働者としての責任感	5
69. 労働者としての協調性	69. 労働者としての協調性	5
70. 労働者としての学習意欲	70. 労働者としての学習意欲	5
71. 労働者としての健康状態	71. 労働者としての健康状態	5
72. 労働者としての生活態度	72. 労働者としての生活態度	5
73. 労働者としての社会貢献	73. 労働者としての社会貢献	5
74. 労働者としての国際理解	74. 労働者としての国際理解	5
75. 労働者としてのリーダーシップ	75. 労働者としてのリーダーシップ	5
76. 労働者としてのコミュニケーション能力	76. 労働者としてのコミュニケーション能力	5
77. 労働者としての問題解決能力	77. 労働者としての問題解決能力	5
78. 労働者としての創造力	78. 労働者としての創造力	5
79. 労働者としての柔軟性	79. 労働者としての柔軟性	5
80. 労働者としての忍耐力	80. 労働者としての忍耐力	5
81. 労働者としての責任感	81. 労働者としての責任感	5
82. 労働者としての協調性	82. 労働者としての協調性	5
83. 労働者としての学習意欲	83. 労働者としての学習意欲	5
84. 労働者としての健康状態	84. 労働者としての健康状態	5
85. 労働者としての生活態度	85. 労働者としての生活態度	5
86. 労働者としての社会貢献	86. 労働者としての社会貢献	5
87. 労働者としての国際理解	87. 労働者としての国際理解	5
88. 労働者としてのリーダーシップ	88. 労働者としてのリーダーシップ	5
89. 労働者としてのコミュニケーション能力	89. 労働者としてのコミュニケーション能力	5
90. 労働者としての問題解決能力	90. 労働者としての問題解決能力	5
91. 労働者としての創造力	91. 労働者としての創造力	5
92. 労働者としての柔軟性	92. 労働者としての柔軟性	5
93. 労働者としての忍耐力	93. 労働者としての忍耐力	5
94. 労働者としての責任感	94. 労働者としての責任感	5
95. 労働者としての協調性	95. 労働者としての協調性	5
96. 労働者としての学習意欲	96. 労働者としての学習意欲	5
97. 労働者としての健康状態	97. 労働者としての健康状態	5
98. 労働者としての生活態度	98. 労働者としての生活態度	5
99. 労働者としての社会貢献	99. 労働者としての社会貢献	5
100. 労働者としての国際理解	100. 労働者としての国際理解	5



写真① 評価書

写真② 推薦状

東京都 T 監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍：ベトナム、カンボジア、中国

実習生の職種：婦人子供服製造、下着類製造

【ポイント】 ✓技能実習で修得した縫製技術を活用して、帰国後、縫製業を起業
✓元実習生とSNSを活用して関係性を維持し、フォローアップ

帰国後、仕事場を設け、縫製業を起業

カンボジア人元実習生は、5年間の婦人子供服製造の実習を受けた。縫製技術、日本語習得に非常に熱心であった元実習生は2022年4月に実習を修了し、帰国した。

帰国後は、縫製用の仕事場を設け、縫製作業に必要なミシン、定規、アイロン、ボディ（人の体型をした台）等を揃え、縫製の仕事を始めた（写真①②）。

家族の介護に専念した時期を経て、2023年に入り、洋服づくりを再開し、また、地元の企業からカーテン等の受注も受けている。

元実習生とSNSを活用して連絡を取り合い、関係を維持

元実習生の帰国時、実習実施者は日本の布（日本の布はカンボジアでは非常に高価で高品質）を持たせ、帰国後、実習で学んだ技術を活用して仕事ができるように支援した。

帰国後もSNSを通じて連絡を取り合っており、元実習生からは、生活状況や起業準備の際の写真等が送られてきている。コミュニケーションは日本語で行っているが、複雑な内容はカンボジア語通訳を介して行っている。

日本での技術を修得し、帰国後、母国において縫製の仕事に就く元実習生の活躍を期待している。



写真① 仕事場



写真② 仕事場で作業中

技能実習期間中の課外活動に関する取組好事例①

令和4年度 調査結果

外国人技能実習機構

愛知県 A1 監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍：インドネシア、中国

実習生の職種：プラスチック成形

- 【ポイント】 ✓日本文化を体験するため、年賀状コンテストを開催
- ✓作文コンテストを実施したり、監理団体主催の日本語教室を開催し、日本語学習を支援

年賀状作成を通して、日本文化を習得

実習生に日本文化に触れる機会を設けるため、監理団体は「年賀状コンテスト」を開催した。実習生たちは自分の生まれた年の干支を調べることから始めた。優秀作品は実習実施者社員の投票で選ばれ、優秀作品の実習生には賞状と賞品（カラーペンのセット）が贈呈された。実習生からは、「仲間の絵が上手で驚いた。」等の感想が上がった（写真）。監理団体の担当者のもとに実習生からSNSで「あけましておめでとうございます」という新年のあいさつが届くようになり、実習生のいつもと違った一面を見ることができて非常に有益であったとの声が上がっている。

作文コンテストの実施、日本語教室の開催

作文コンテストを実施し、監理団体の日本語講師が文法、原稿用紙の使い方等について評価し、監理団体職員が作文の内容等を評価している。表彰者には、「文章を書くこと」に関連して、賞品としてレターセットを贈呈している。また、日本語能力試験等の支援のため、毎週土曜日に1時間、監理団体主催の日本語教室を開催している。無償で日本語を学べる機会とあって、出席率は高く、教室内はいつも笑顔が溢れている。教室開催時、実習生から様々な相談を受けることもあり、実習生の状況を見守る一助ともなっている。



優秀作品と実習生



技能実習期間中の課外活動に関する取組好事例②

令和4年度 調査結果

外国人技能実習機構

愛知県 A2 監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍：インドネシア

実習生の職種：内装仕上げ施工

- 【ポイント】 ✓地元の中学校で技能実習生が講師となり、相互理解を深める
- ✓地域のお祭りを通じて地域住民と交流
- ✓日本語学習を支援

中学生と実習生の交流授業を行い、相互理解を深める

近隣の中学校から「技能実習制度や外国人が日本に来ている理由等について理解を深める取組をしたい。」という相談が寄せられた。実習生たちは中学校で講師となり、技能実習として来日した理由、インドネシアでの生活及び文化等について発表した。その後、生徒たちからの「日本はどんな国ですか。」「海はきれいですか。」「好きな歌は何ですか。」等の質問に答えた。生徒と実習生からは「初めは緊張したが、楽しかった。」という感想が寄せられた。実際に対面交流をして相互理解を深めることで、挨拶のできる親しい関係が築けた。中学校側とは今後も定期的に交流を続けていこうと話している（写真）。

地域の人と秋祭り等で交流

地域社会との交流の促進及び日本文化を知ってもらうために、実習生たちに秋祭り等の地域イベントに積極的に参加してもらっている。浴衣の着用を希望する実習生には、近隣の着物教室等の協力を得て、浴衣を着る機会も設けている。

日本語学習支援

日本語学習支援として、定期的に始業前又は終業後、日本語能力試験の受験クラス別に1時間の日本語授業を行っている。受験者全員にテキストやその他の教材を無償配布しているほか、日本語能力試験合格者に対する報奨金制度を導入し、モチベーションの向上を図っている。



中学生と実習生の交流授業

技能実習期間中の課外活動に関する取組好事例③

令和4年度 調査結果

外国人技能実習機構

兵庫県 G監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍：ベトナム、ミャンマー、タイ、カンボジア、中国
実習生の職種：建設関係、食品製造関係、機械・金属関係等

- 【ポイント】 ✓組合通信を配布し、日本での生活を支援
- ✓日本文化習得を支援
- ✓独自教材による日本語学習システムを構築し、日本語学習を支援

組合通信を作成し、実習実施者と実習生に配布

監理団体は実習実施者と実習生向けに3か月に1度、組合通信を配布している。組合通信には厚生労働省や法務省からの案内、出入国の情報、日本語能力試験の情報、日本語に関する行事（作文コンクール、試験対策講座等）や組合イベント（花見会、バーベキュー大会）の開催状況を掲載し、実習生の日本での生活を支援している（写真①）。

日本文化を学びながら、日本での生活様式を体験

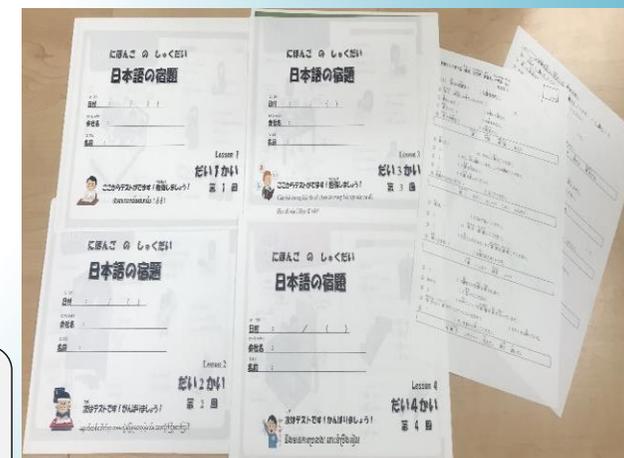
日本文化を学ぶ機会として、京都の清水寺や伏見稲荷大社等への観光を実施している。その際、観光だけではなく、実生活上で必要な電車の乗り方、切符の買い方、ATMの操作方法等を体験し、実践することも目的としている。
見学中、実習生たちは和菓子屋で和菓子とお茶を楽しむなど、日本の「和」も体験している。

独自に教材や試験問題を作成し、日本語学習を支援

監理団体は、実習生の日本語能力向上のため、独自に作成した「学習資料（生活で使う単語帳）」、その単語帳から出題する「確認試験」を作成し、2015年から配布している。以後、教材を徐々に改良し、現在では5か国語用の資料を作成している。実習期間の3年間に、2回の学習資料配布後に1回の確認試験を行うというローテーションを繰り返し行っている。「組合通信」の中で確認試験の結果を発表し、入賞者を表彰している。今後も時代の変化に対応し、職種に応じた単語帳の作成に取り組んでいくこととしている（写真②）。



写真① 組合通信



写真② 日本語学習資料、確認試験

外国の送出機関を選ぶ際のポイント

外国の送出機関については、法令でその要件が定められていますが、外国の送出機関として、より適正に業務を行い、意欲の高い技能実習生候補者を送り出すために、進んだ取組みを行っている送出機関もあります。今回、外国人技能実習機構（機構）では、これらの進んだ取組みを行っている送出機関を見極めるポイントを、実際に送出機関が取り組んでいる事例とともに、送出機関の要件ごとにまとめましたので、ぜひお役立てください。

また、優良な送出機関の事例については、監理団体の皆さま同士でも情報交換することをおすすめします。

◎外国の送出機関の要件とポイント

1. 認定送出機関又は公的機関からの推薦を受けていること

〔送出国がMOC（二国間取決め）作成国の場合〕
機構HPで公表されている [認定送出機関](#) ですか？

アクセスはこちら



✓ 機構HP内の外国政府認定送出機関一覧を確認しましょう。

〔送出国がMOC未作成国の場合〕
所在国もしくは所在地域の公的機関からの推薦状を有していますか？

✓ 送出機関の担当者に問い合わせ、写しを確認しましょう。

2. 制度の趣旨を理解している者を適切に選定し、送出を行っていること

受け取った求人に対し、送出機関はどのような手段・過程で募集や選考を行っていますか？

✓ 送出機関が、SNS（Facebook、TikTok、Zalo等）やHP上で行っている募集広告などを確認し、仕事内容や報酬、技能実習開始までの流れなどについて適切に説明しているか確認しましょう。

✓ 送出機関にも直接、確認しましょう。

“送出機関名”

検索

外国の送出機関を選ぶ際のポイント

- 送出機関は、募集に際し、技能実習制度の趣旨をどのように説明していますか？
- 送出機関は、募集に際し、帰国後に成果を発揮する意欲の高い技能実習生候補者をどのように確保していますか？
- 送出機関は、求人条件（就業場所、就業時間、賃金（税金・社会保険料による控除を含む）、業務内容、日本での生活等）や、日本で失踪することにより生じるリスク等について、どのように説明していますか？
- 技能実習生候補者は実際に、上記内容を十分理解していますか？
 - ✓ 送出機関から技能実習生候補者に対して実際に行っている説明を聞いてみましょう。
 - ✓ 技能実習生候補者本人にも、本人が技能実習制度の趣旨を十分に理解しているか確認してみましょう。
 - ✓ 技能実習生候補者本人にも、本人が帰国後のキャリアプランを描けているか確認してみましょう。
 - ✓ 技能実習生候補者本人にも、本人が求人条件や失踪のリスク等について十分に理解しているか確認してみましょう。
- 送出機関は、求人情報と技能実習生候補者のマッチングをどのように行っていますか？
 - ✓ 送出機関が、どのような職種や業務、賃金の技能実習であっても、即座に内容を受諾する様子はないか、また、技能実習生候補者の希望や事情も踏まえてマッチングを行っているかなど、技能実習生候補者と実習実施先のマッチングを真剣に考えているのかを確認しましょう。

外国の送出機関を選ぶ際のポイント

- 悪質なブローカーを介在させるなど、技能実習生候補者の費用負担の増大につながる方法により技能実習生候補者の確保が行われていませんか？
 - ✓ 送出機関に「技能実習生の採用にあたり、ブローカーが技能実習生に多額の仲介手数料の徴収を行っていないか」を尋ね、悪質なブローカーの介入がないことを確認してみましょう。
 - ✓ 技能実習生候補者に「送出機関に登録するにあたり、ブローカーを利用し、多額の金銭を支払っていないか」を尋ね、悪質なブローカーの介入がないことを確認してみましょう。

(参考)

日本とベトナム政府とのMOCでは、送出機関がブローカーの介入を許容する行為を禁止しています。

送出機関の取組事例

〔事例1〕

募集説明会を毎週開催し、参加者全員にメンターを付けている。そして、参加者には、あらゆる疑問を解消した上で、自らの意思により登録するよう求めている。また、技能実習生候補者を募集するにあたり、次のように、送出機関独自の取次ぎ方針を定め、その方針に賛同する者のみを選定している。

送出機関独自の取次ぎ方針

準備機関（※）において日本語教育やビジネスマナー教育、キャリアプラン教育等を約1年間行い、その間に適切な実習実施者とのマッチングを行う。

外国の送出機関を選ぶ際のポイント

送出機関の取組事例

〔事例2〕

送出国の国立職業訓練校を準備機関（※）として提携している。この訓練校のカリキュラムは、日本の技術資格をベースに開発されていることに加え、送出機関においても同資格をもとにe-learningテキストや動画コンテンツを作成し、この訓練校の生徒に自習用教材として提供している。つまり、技能実習生候補者は、日本に高い関心を持ち、訓練校で学んだ日本の知識や技術をさらに深く身につけたいと考える者の中から選抜されることとなるため、意欲の高い技能実習生候補者の確保ができています。

※ 準備機関：技能実習生になろうとする者の外国における準備に関与する外国の機関をいい、例えば、外国で技能実習生になろうとする者が所属していた会社や、技能実習生になろうとする者を広く対象とするような日本語学校を経営する法人、旅券や査証の取得代行手続を行う者などが含まれる。

〔事例3〕

技能実習生候補者との面接選考について、一般的に監理団体が行うケースもあるところ、実習実施者が送出国に赴き直接選考を行うようにしている。これにより、実習実施者が技能実習生候補者の性格や趣味など個々の状況をあらかじめ詳しく知ることができ、その上で選抜を行うことができる。そのほか、実習実施者は「自身が選んだ技能実習生」、技能実習生は「実習実施者に選ばれた」という意識が生じ、入国前から実習実施者と技能実習生の間で、責任感や信頼関係を育むことができています。

また、実習実施者に技能実習生候補者の家族と面談を行った上で受入れを決定させている。技能実習生候補者の家族は、実習実施者と会うことで、安心して技能実習生を日本に送り出すことができ、これにより失踪等のトラブルも少なくなっている。

〔事例4〕

送出国政府が管轄する職業訓練校複数校を準備機関として活用し、技能実習生候補者を主として同校の卒業生から直接選抜することで、ブローカーの介入や職歴・教育歴の詐称を防止している。

外国の送出機関を選ぶ際のポイント

3. 技能実習生候補者から徴収する手数料その他の費用について算出基準を明確に定めて公表するとともに、本人にも明示して十分に理解させていること

□ 費用の算出基準はどのようになっていますか？内訳に不明な点はありませんか？

✓ 算出基準や支払名目が不明瞭な点がある場合には、送出機関に説明を求めましょう。

□ 送出機関は費用の算出基準をどのように公表し、また、どのように技能実習生に理解させていますか？

✓ 送出機関による公表手段や公表内容を確認しましょう。
(紙面交付、募集パンフレット記載、インターネット掲載 等)

※ 各国の言語のHP等についても、ブラウザの自動翻訳機能などを活用して確認することが効果的です。

✓ 技能実習生にも、費用に関する送出機関とのやり取りについて確認しましょう。

□ 〔送出機関及び監理団体に変更がない場合〕
「技能実習3号口」に移行するベトナム人技能実習生からサービス手数料を徴収していませんか？

✓ 技能実習3号口移行時にベトナム人技能実習生に対して「送出機関からサービス手数料を徴収されていないか」を尋ねるようにしましょう。

(参考)

ベトナム政府の規定では、団体監理型技能実習における技能実習2号から3号に移行する際、監理団体及び送出機関に変更がない場合、送出機関は技能実習生からサービス手数料を徴収できないこととされています。

外国の送出機関を選ぶ際のポイント

送出機関の取組事例

〔事例1〕

採用面接合格前は食費以外の全ての費用を無料にし、技能実習生候補者の費用負担削減に取り組んでいる。さらに、以下のように自社HPにおいて手数料その他費用を内訳も含めて公表し、透明性を確保している。

法定手数料を遵守。日本で報道される法外な出国費用は徹底的に除外。職種による費用の差も一切ナシ。

<弊社出国費用設定>

VND(円)

◆サービス料(手数料)： VND(円)

◆教育・生活費： VND(円)

◆施設利用・管理・修繕費： VND(円)

採用面接合格から出国迄の期間問わず、一律。つまり 4 か月で日本へ行っても、半年で日本へ行っても、1年で日本へ行っても同額。

【備考】

◇上記費用は3年職種の技能実習生の負担費用です。

◇**納付総額は職種・性別・年齢・在校期間を問わず一律です。**

◇教育・生活費には、入校～出国の学費・寮費・水道光熱費・制服代・テキスト代(みんなの日本語、オリジナルテキスト)・出国前健康診断・査証申請費用等が含まれます。

◇施設利用・管理・修繕費：エアコン、キッチン、冷蔵庫、洗濯機等、備え付け備品の使用、維持・修繕にかかる費用です。

◇1JPY=200VND

(金額は伏せて掲載しています。)

4. 技能実習生が帰国後、習得した技能等を適切に活用できるよう就職先のあっせんなどの支援を行うこと

技能実習生に対して、帰国前にキャリア相談を実施していますか？

✓ 送出機関が技能実習生から過去に受けた相談や、それに対する対応を確認しましょう。

外国の送出機関を選ぶ際のポイント

- 帰国後の技能実習生に対する就職先のあっせん実績や現在のあっせん可能な就職先、その他支援方法はどのようになっていますか？

送出機関の取組事例

〔事例1〕

帰国前の技能実習生に対して、オンライン方式で面談を行い、帰国後の進路やキャリアに関する相談を受けているほか、帰国後の技能実習生に対しては、希望に沿った分野で、グループ会社の就職支援コースを紹介している。

〔事例2〕

日本での実習により修得した能力・知識・技術を活かし、独立開業したい技能実習生を支援している。例えば、自動車整備工場を独立開業したい技能実習生に対して、開業資金融資や自動車リース、自動車保険等の送出機関のグループ会社が一丸となって、帰国後の技能実習生の夢が実現するよう応援している。

5. 帰国した技能実習生による技能等の移転状況等について日本側が行う調査に協力すること・その他日本側からの要請に応じること
6. 送出機関又はその役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと
7. 送出国の法令に従って事業を行うこと

✓ 日本の関係法令についても情報収集し理解しているか確認しましょう。

外国の送出機関を選ぶ際のポイント

8. 送出機関又はその役員が、以下の行為を過去5年以内にしていないこと

- ・ 保証金の徴収等により、技能実習生や技能実習生の関係者（※）の金銭その他の財産を管理する行為
- ・ 技能実習に係る契約の不履行の際に金銭その他の財産を支払う契約をする行為
- ・ 技能実習生等の人権を侵害する行為
- ・ 技能実習の実施等に係る許可を受けさせる目的で、技能実習関係の文書を偽造する等の行為

※ 技能実習生の関係者：技能実習生又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者

（技能実習生等との契約書実物を確認し）技能実習生等に不利な条項が含まれていませんか？

技能実習生の職務履歴書等、送出機関が作成した書類について、技能実習生に内容を確認・理解させた上で、署名させていますか？

✓ 送出機関による書類作成のプロセスを確認しましょう。

✓ 送出機関が作成した書類について、送出機関から十分な説明があったか、内容を理解した上で署名したかを、技能実習生にも確認しましょう。

※ なお、監理団体が送出機関と、契約の不履行についての違約金契約やキックバックなどの不当な利益を得る契約を締結した場合は、監理団体の監理許可が取り消されることがあります。

外国の送出機関を選ぶ際のポイント

9. 技能実習生等が技能実習に関連して、保証金の徴収等により金銭その他の財産が管理されていないことや契約不履行の際に金銭その他の財産を支払う契約をしていないことについて、技能実習生から確認すること

✓ 送出機関が技能実習生に対して上記を実施したか確認しましょう。

10. その他、技能実習の申込みを適切に監理団体に取り次ぐために必要な能力を有すること

□ 送出機関が実施する入国前教育は適切な内容となっていますか？

✓ 以下の点を送出機関に確認しましょう。

- ・ 具体的にどのように入国前教育を行っているか。
- ・ 入国前教育のカリキュラムはどのようなものか。
- ・ 教育を効果的に行うためにどのような工夫をしているか。
- ・ 日本語は、どの程度のレベルまで修得可能か。
- ・ 日本語教師の資格を有している者はいるか。
- ・ 送り出す人材の日本語能力について、正確な情報を提供しているか。
- ・ 教育の内容に見合った費用となっているか。

※ 入国前教育が充実している送出機関で教育を受けた技能実習生は、日本入国後の文化や言語のギャップが少なくなるため、スムーズに技能実習を開始することが可能です。

外国の送出機関を選ぶ際のポイント

- 技能実習を行っている間、技能実習生を適切にサポートしていますか？
- ✓ 監理団体と協力して、速やかに技能実習生からの相談に対応できる体制が確保されているか、確認しましょう。
- ✓ 技能実習生に何らかの問題が生じた際に、監理団体との連絡・協議のための体制を構築しているか、確認しましょう。
- ※ 日本に駐在事務所や支社を置いているなど、日本国内に駐在員がいる送出機関であれば、定期的あるいは、万が一のトラブルの際に迅速に技能実習生の元を訪れ対応することが可能です。

送出機関の取組事例

〔事例1〕

入国前教育に、キャリアプラン教育として、送出国での実際の求人情報を活用し、帰国時点の日本語能力試験の取得級によって就職先の選択肢に違いがあることや、日本語能力次第で帰国後(～定年)の収入の見込みに差が生じることを理解してもらっている。このキャリアプラン教育の結果、入国後の日本語能力試験の受験率は向上し、入国後半年も経たずにN3に合格する技能実習生も輩出した。

また、その他の入国前教育として、トラブルの事前防止の為に実例を元にして、技能実習生候補者に主体的に考えさせるケーススタディも行っている。例えば、食品製造業の実習に従事する予定の技能実習生候補者に対しては、作業場でアクセサリーを付けると、異物混入の可能性が生じる等、作業場のルールを守らなかった場合に生じるリスクについて教育を行っている。

〔事例2〕

帰国後の技能実習生に入国前講習の講師になってもらい、来日前の技能実習生に対し、技能実習実施先での技能実習事例を紹介してもらったり、試験会場等にて農業の実技指導を行ってもらったりすることで、来日後の日本式農業実習を円滑に開始できるように工夫している。また、日本語講習を最低6か月実施することにより、N4、N5レベルで来日させることができている。

外国の送出機関を選ぶ際のポイント

送出機関の取組事例

〔事例3〕

技能実習生が送出機関のメンター社員や日本連絡事務所のスタッフと連絡を取れるよう連絡体制を整えている。入国前から、技能実習生と送出機関職員や送出機関の日本事務所との間で、密なつながりを作り、信頼関係を構築することを意識している。そうすることで、日本入国後も、業務連絡だけでなく、日々の出来事なども気軽に送出機関職員に連絡しやすい雰囲気や体制を作ることが可能となっている。技能実習生が日頃の本音を送出機関職員に伝えやすい環境となっていることから、火種が小さいうちから相談ができ、ある日突然大きなトラブルが発生することを防いでいる。

また、技能実習生の生活態度や性格の特徴を、送出機関での研修を受けていた際の様子から把握し、日本の実習実施者にあらかじめ伝えることで、実習実施者に技能実習生の特性を知ってもらい、より技能実習生の人柄に寄り添った業務指導をしていただくようにしている。

そのほか、技能実習生に問題が生じた際には、個別に対応し、技能実習生をサポートしている。技能実習生が入院をした際は、送出機関日本事務所から入院先へのお見舞いを行っているほか、送出機関から技能実習生の家族に連絡し、随時入院状況の報告を行い、技能実習生や技能実習生の家族の不安を取り除くようにしている。

〔事例4〕

送出機関の日本事業部が技能実習生とその家族、実習実施者、監理団体の全連絡先を把握し、いつでも連絡がとれる体制を構築している。家族とは、技能実習生の出国前に顔合わせを行う等、コミュニケーションを密に取っている。入国直後や実習開始直前、開始後1か月程度、移行試験前等、技能実習生が不安を抱えやすいタイミングにはより密に連絡を取ることで、技能実習生が「一人ではない」と感じられ、実習に安心・集中して取り組めるように工夫している。また、災害時には、日本語と送出国の母語を扱える日本人社員から正確な情報を提供している。

<災害時のフォロー体制>

- ①技能実習生の安否確認
- ②送出機関社内のSNS連絡網において情報共有
- ③本国の家族へ技能実習生の安否を報告

妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

<妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☑ 実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発生する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☑ 実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☑ 実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☑ 監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国して母国で出産することを希望する場合は、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。（一時帰国する場合は、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があります。技能実習生に負担させることは禁じられています。（外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）

技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑ 出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所で手続が必要です。）。

☑ 技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続きについては、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑ 技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「雇用期間が1年以上であり、子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑ お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

問い合わせ先:外国人技能実習機構（TEL:03-3453-8000）

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所

国民年金について⇒年金事務所又は市区町村

健康保険について⇒加入先の医療保険者

（協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所）

国民健康保険について⇒市区町村

育児休業について

産前産後休業について

➡ 労働局

在留資格について⇒入管庁